

平成 30 年度

民事執行事件担当者等協議会

協議結果要旨

最高裁判所事務総局民事局

この資料は、平成 30 年 11 月に、東京（高松高等裁判所と共に）、大阪（福岡高等裁判所と共に）、名古屋（広島高等裁判所と共に）、仙台（札幌高等裁判所と共に）の各高等裁判所において開催された民事執行事件担当者等協議会の協議結果の要旨を取りまとめたものである。

【本協議会の概要】

1 本協議会の内容

本協議会は、高裁の民事首席書記官又は次席書記官並びに地裁の民事執行事件を担当する裁判官、民事首席書記官又は次席書記官及び総括執行官が出席し、民事執行事件を取り巻く諸情勢を踏まえ、協議事項を民事執行法の運用上の問題点等についてとして開催されたものである。

昨年度の民事執行事件及び倒産事件担当者等協議会（以下「昨年度の協議会」という。）においては、民事執行法制の見直しに関する中間試案（以下「中間試案」という。）の内容を前提とした協議がされたが、本年10月4日の法制審議会総会において採択された民事執行法制の見直しに関する要綱（以下「要綱」という。）では、子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化等、中間試案の内容から大きく変更された論点もあることから、本協議会においては、中間試案の取りまとめ以降にされた法制審議会民事執行法部会（以下「部会」という。）の議論の状況について民事局から情報提供とともに、想定される改正内容を踏まえた実務上の留意点等について意見交換することを趣旨とした。

2 協議結果要旨の概要

本協議会の協議結果の概要は以下のとおりであるが、詳細は本文を御覧いただきたい。

（1）債務者財産の開示制度の実効性の向上

財産開示手続の要件である「知れている財産に対する強制執行を実施しても完全な弁済を得られないことの疎明」（民事執行法197条1項2号）の在り方については、法改正後も、現状の運用をより厳格にする必要はなく、金融機関等に対する預貯金債権等の情報の照会の結果を提出させるまでもないとの点について異論はなかった。

登記所に対する不動産等の情報の照会及び市町村等に対する勤務先情報の照会の各制度については、申立ての日前3年以内に財産開示手続期日が実施されていることが要件となることから、債務者に対して、公示送達となる場合であっても財産開示手続を行う必要があるのではないかとの意見が大勢を占めた。また、部会の議論において、登記所又は市町村等は情報の提供を命じる決定に対して執行抗告をする利益はないと整理されたことからすると、まずは同決定を債務者に送達し、確定後に登記所又は市町村等に告知するのが二度手間を防ぐ合理的な運用と考えられるとの点について異論はなかった。

民事局から、金融機関等に対する預貯金債権等の情報の提供を命じる決定について、金融機関側から債務者のふりがなを記載するよう求められているとの紹介があり、申立書に債務者のふりがなの記載がない場合の対応について議論がされた。債権者が想定する複数のふりがなの記載を認め、それでも債権者が記載しない場合には、金融機関等において想定されるふりがなでの検索を認め、検索に用いたふりがなについても併せて回答を求めるといった対応や、単に金融機関等から検索できないという回答が得られれば十分ではないかといった考えが提案された。

要綱においては、第三者から債務者財産に関する情報の提供があった場合には、執行裁判所は、債務者に対し、その旨を通知することとされているところ、どのような運用が合理的かについて議論がされた。大規模庁からは、当月に全ての照会先から回答があった事件について、まとめて翌々月に債務者に対して通知するという運用が適

当であるとの意見が多く出された。他方、小規模庁からは、回答がそろった事件について、隨時、通知をしていくことが考えられるとの意見も出された。

(2) 不動産競売における暴力団員の買受け防止の方策

差押債権者が、無剩余を回避するため、買受けの申出がないときには、自ら買い受けの旨の申出（民事執行法63条2項1号）をする際の申出も「買受けの申出」に当たり、同号の申出をする際には、差押債権者は、暴力団員等に当たらないことを陳述する必要があるとの点に異論はなかった。

債務者等には、売却許可決定に対し、最高価買受申出人が暴力団員等に当たることを主張して執行抗告をする利益がないとすれば、その執行抗告は、民事執行法10条5項3号により原審却下することができるとの意見が大勢を占めた。その上で、仮に債務者等が最高価買受申出人の暴力団員該当性に関する客観的な資料を提出しようとするのであれば、売却定期日までに提出される必要があるのではないか、との意見が出された。なお、執行手続の遅延を目的とした執行妨害を念頭に置かなければならず、債務者等から提出された資料が、警察からの回答以上に信用することができるものであるかどうかについては慎重に検討すべきであるとの指摘もあった。

警察に対する調査嘱託の手続が新たに設けられ、これに時間を要することになることから、他に審理期間を短縮することができる部分はないかとの観点から議論がされた。現況調査報告書や評価書の補正が必要な場合が相当数あること、債務者への送達に時間を要する場合があることなどが指摘された。前者の指摘に対しては、執行官、評価人と裁判所とで打合せや勉強会を実施して、よくある誤りの例を紹介して注意喚起をするなどの、後者の指摘に対しては、書記官と執行官とで債務者に関する情報を共有しているなどの工夫例が紹介された。このほか、申立てから予納金の入金までに時間を要しており、債権者に早期の入金を促すこと、物件明細書の作成にやや時間を要しており、書記官の能力向上やチェック体制の見直しなどにより短縮化を図ること、代金納付から配当期日までの期間を短縮することなどを今後の検討課題とする府もあった。

(3) 子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化及び国際的な子の返還の強制執行に関する規律の見直し

要綱において、子と債務者のいわゆる同時存在の要件が採用されなかつたことからすれば、改正法の施行後に、債務者が不在の時間帯に子の引渡しの強制執行に着手することや、債務者が不在の状況で子の引渡しの強制執行を実施するため、学校や保育所など、債務者が占有する場所以外の場所において強制執行を実施することは、事案に応じ、不相当とはいえないとの点について異論はなかった。また、債務者が占有する場所以外の場所で強制執行を実施する場合には、当該場所での執行を希望する債権者において当該場所の占有者と調整した上で、当該場所の占有者の同意が得られる見込みを示してもらうのが相当であるとの意見が大勢を占めた。

現行法下における国内の子の引渡しの運用については、子と債務者の同時存在を前提とすることによってかえって子の利益が害されると考えられる場合には、個別の事案における執行現場の判断として、債務者が不在の場面において執行を実施することは必ずしも不相当ではないとの点について異論はなかった。

子の引渡しの強制執行の完了を妨げるあい路や実効性を向上させるための工夫についても議論がされた。債務者の抵抗が強いことがあい路として指摘され、その対応策として、事前準備の重要性が多くの庁から指摘された。また、執行官が行使できる威力や有形力の限界が必ずしも明確ではなく、執行官が威力や有形力の行使 자체をちゅうちょしているとのあい路も指摘されたが、これに対しては、執行官監督官である裁判官と十分に打合せをし、事案に応じて、許容できる威力や有形力の行使の範囲の基準を決めているといった工夫例の紹介がされた。さらに、子の拒絶をあい路と指摘する意見もあったが、これに対しては、面会交流なども考えられ、債務者と一生会えなくなるわけではないことを説明することが考えられるといった指摘があった。なお、子の引渡しを命ずる債務名義がある以上、執行官監督官としては、執行官に対し、それに応える最大限の努力をすべきであるという方針を示すなどして、執行官をバックアップすべきであるとの意見もあった。

(4) 債権執行事件の終了をめぐる規律の見直し

取立てが放置されている場面において、差押命令を取り消す場合には、執行裁判所は、あらかじめ、差押債権者に対し、支払を受けていない旨の届出を促す旨の通知をすべきこととなる。この通知の合理的な運用としては、大規模庁からは、処理すべき件数が多くなると想定されることから、翌月に取立権の発生から2年を迎える事件について、当月にまとめて通知をすることが考えられるとの意見が多く出されたが、小規模庁からは、個別に通知することでも問題はないとの意見が出された。

中間試案においては、不動産執行事件についても送達未了の場面に対応する規律を設けることが提案されていたが、最終的に要綱においては採用されなかつたものの、引き続き、開始決定が債務者に送達されない場合には、差押債権者に対して補正を命じた上、これに差押債権者が応じないときには、開始決定を取り消すことができるとの解釈を探ることができるとの点について異論はなかつた。

(5) 差押禁止債権をめぐる規律の見直し

取立権の発生の時期に関する規律が複雑になることから、第三債務者の理解に資するため、差押命令を第三債務者に送達するに際し、その差押命令による取立権が発生する時期を運用上教示すべきとの点について異論はなかつた。

差押命令を送達するに際し、債務者に対し、差押範囲の変更の申立てをすることができる旨及び手続の内容を教示することとなるが、具体的な教示内容については、申立てをすれば必ず認容されるとの誤解を招くような教示は適当ではないとの意見が多数の庁から出されたほか、教示自体は比較的簡潔なものとして、詳細については問合せをしてもらうようにすればよいのではないかとの意見が比較的多かつた。

以上

目 次

1 債務者財産の開示制度の実効性の向上.....	1
2 不動産競売における暴力団員の買受け防止の方策.....	3
3 子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化及び国際的な子の返還の強制執行に関する規律の見直し.....	4
4 債権執行事件の終了をめぐる規律の見直し.....	6
5 差押禁止債権をめぐる規律の見直し.....	7

1 債務者財産の開示制度の実効性の向上

(民事局からの説明)

債務者財産の開示制度の実効性の向上に関しては、現行の財産開示手続が見直されるとともに、第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度が新設されることになる。財産開示手続の見直しについては、債務名義の種類の拡大及び罰則の強化の各点につき、中間試案から変更された点はない。

第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度については、①登記所から債務者の有する不動産等の情報を取得するもの、②市町村や厚生年金保険の実施機関から債務者の勤務先に関する情報を取得するもの、③金融機関等から債務者の有する預貯金債権や振替社債等に関する情報を取得するものの三つの制度が設けられることとなった。①及び②については、申立ての日前3年以内に財産開示手続が実施されていることが必要となるほか、債務者に対して執行抗告の機会が与えられる。また、②については、請求債権が、いわゆる扶養料等の債権や、生命・身体の損害に対する賠償請求権である場合に利用が限られる。他方、③については、財産開示手続を前置することや情報提供を命じる旨の決定を債務者に対して事前に告知することは必要とされておらず、債務者に知られることなくこれらの情報を取得することができるものとされる。なお、要綱においては、第三者からの回答は執行裁判所に対してされ、執行裁判所が債権者に対し回答の写しを送付するものとされているが、最高裁判所規則において、回答の写しが第三者から債権者に直送された場合には、執行裁判所から債権者への写しの送付は要しないものとすることなどを検討している。

(財産開示手続の実施決定の要件)

財産開示手続の要件である「知れている財産に対する強制執行を実施しても完全な弁済を得られないことの疎明」(民事執行法197条1項2号)の在り方について議論がされ、③の制度が設けられた場合、その結果の提出を求めることになるかどうかについて議論がされた。財産開示手続と③の制度との関係については、①及び②の各制度とは異なり、要綱において、特に先後関係が定められておらず、③の制度を財産開示手続に先行させなければならない理由もないことから、法改正後も現状の運用をより厳格にする必要はなく、③の結果を提出させるまでもないとの点について異論はなかった。

(開示義務者の住所等が分からぬとき)

要綱において、①及び②の各制度については、申立ての日前3年以内に財産開示手続期日が実施されていることが前提となることから、債務者に対して、公示送達となる場合であっても財産開示手続を行うべきではないかとの議論がされた。特に②の場合の請求債権については債権者を保護する必要性が高い上、現状においても、法律上、公示送達による財産開示手続が禁止されているわけではなく、ただ、債務者が期日に出頭して財産について陳述することが想定されていることから、公示送達となる場合には、財産開示手続期日を実施する必要がなく、取下げを促すなどしているにすぎないことや、第三者となる公的機関等の情報提供義務を認める前提として、債務者自身が財産の開示義務を負っていることが認められる必要があることからすると、公示送達となる場合であっても、財産開示手続を行う必要があるのではないかとの意見が大勢を占めた。

(登記所又は市町村等に対して情報の提供を命じる決定を告知する方法)

①及び②の各制度について、部会の議論において、登記所又は市町村等については情報の提供を命じる決定に対して執行抗告する利益はないと整理されたことからすると、同決定を債務者に送達するのと同時に登記所又は市町村等に対して告知するとすれば、確定後に改めて登記所又は市町村等に対してその旨を連絡する必要があり、まずは同決定を債務者に送達し、確定後に登記所又は市町村等に告知するのが二度手間を防ぐ合理的な運用と考えられるとの点について異論はなかった。なお、登記所又は市町村等に対して同決定を告知する方法としては、送達することまでは不要であるにしても、確実性の観点から、文書で告知することになるのではないか、との指摘があった。

(債務者を特定するための情報)

民事局から、部会において、③の制度の対象となる金融機関等から、情報の提供を命じる決定に債務者のふりがなを記載することを強く求められたことの紹介があり、また、申立書の書式に債務者のふりがなの記載欄を設けることは考えられるが、当事者の特定は、通常、氏名及び住所によってされていることからすると、それ以上に、民事執行規則において、債務者のふりがなの記載を義務付けることは難しいと考えられるとの説明がされた。これを前提に、まず、申立書に債務者のふりがなの記載がない場合に、申立てを却下することができるかについて議論がされたが、民事執行規則で義務付けがされない場合には、申立てを却下することは困難であるとの理解に異論はなかった。

その上で、申立書に債務者のふりがなの記載がない場合に、裁判所としてどのような対応を採ることが考えられるかについて議論がされた。債権者が想定する複数のふりがなの記載を認め、それでも債権者が記載しない場合には、金融機関等において想定されるふりがなでの検索を認め、そのふりがなについても併せて回答を求めるといった対応が提案された一方で、債権者がふりがなの記載をしない場合には、裁判所が強くふりがなの記載を促すことによって誤ったふりがなを記載させることにもつながりかねないと指摘があり、単に金融機関等から検索できないという回答が得られれば十分ではないかといった考えも示された。いずれにせよ、③の制度における金融機関等は、将来的には第三債務者になり得るとはいえ、基本的には債権者及び債務者とは無関係な立場にあるものであるから、大きな負担を負わせることにならないようにすべきであるとの指摘もあった。

(第三者から情報の提供があった旨の債務者に対する通知)

要綱においては、第三者から債務者財産に関する情報の提供があった場合、執行裁判所は、債務者に対し、その旨を通知することとされているが、例えば、当月に全ての照会先から回答があった事件について、まとめて翌々月に債務者に対して通知するといった運用についてどう考えるかについて、議論がされた。まとめて債務者に通知するという運用が適当であるとの意見が大勢を占めた一方で、小規模庁からは、回答がそろった事件について、隨時、通知をしていくことが考えられるとの意見も出された。もっとも、第三者からの回答がそろってから、債務者に通知するまでの期間については、債権者が差押えの準備に要する時間を見込む必要があるが、回答がそろった月の翌月とするか翌々月とするか等、庁によって期間が異なるのは混乱を招くので、全国的にある程度統一すべきではないかとの指摘があった。

2 不動産競売における暴力団員の買受け防止の方策

(民事局からの説明)

不動産競売における暴力団員の買受け防止の方策に関しては、①不動産の買受けを希望する者は、暴力団員及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しないもの（以下「暴力団員等」という。）のいずれにも該当しないことを陳述すること、②開札後、執行裁判所は、警察に対して、最高価買受申出人が暴力団員等に該当するかどうかについて調査を嘱託すること、③最高価買受申出人が暴力団員等に当たると認められる場合には、執行裁判所は、売却不許可の決定をすること、という手続の大きな流れについては中間試案から特に変更はない。もっとも、最高価買受申出人が暴力団員等に当たるとされて売却不許可となった場合に保証が不返還となる規律については採用されなかった。なお、要綱において、最高価買受申出人が暴力団員等に該当しないと認めるべき事情があるものとして最高裁判所規則で定める場合には、警察に調査を嘱託する必要はないものとされているが、部会の議論においては、暴力団員等に当たらないことが免許の要件となっている宅地建物取引業者がこれに当たることについて特に異論はなかった。

また、②の手続が新たに設けられることから、売却決定期日を原則として開札期日から1週間以内の日とする民事執行規則46条2項については、この期間を延ばす方向での改正を検討している。

(無剰余を回避するための差押債権者による買受けの申出)

暴力団員等が不動産を買い受けることを防止する趣旨は、差押債権者が暴力団員等に当たる場合にも該当することからすると、差押債権者が、無剰余を回避するため、買受けの申出がないときには、自ら買い受ける旨の申出（民事執行法63条2項1号）をする際の申出も「買受けの申出」に当たり、この申出をする際には、差押債権者は、暴力団員等に当たらないことを陳述する必要があるとの点に異論はなかった。なお、差押債権者が暴力団員等に当たると判断されて売却不許可となった後の手続については、同項2号の申出を認めればよいとの意見と、直ちに競売手続を取り消すべきとの意見の両論があった。

(債務者又は所有者による売却許可決定に対する執行抗告)

債務者等には、売却許可決定に対し、最高価買受申出人が暴力団員等に当たることを主張して執行抗告をする利益がないとすれば、その執行抗告は、その理由が不適法でその不備を補正することができないことが明らかであるものとして、原審却下することができる（民事執行法10条5項3号）との意見が大勢を占めた。

その上で、昨年度の協議会においては、仮に債務者等から最高価買受申出人の暴力団員該当性に関する客観的な資料が提出された場合には、そのような資料を添付した上で改めて警察に対して調査嘱託するとの意見があつたこととの関係が議論された。債務者等に執行抗告の利益がないのであれば、そのような資料は、売却決定期日までに提出される必要があるのではないか、との意見が出された一方、不動産競売における暴力団員の排除が公益的な要請であることからすると、執行抗告において、最高価買受申出人の暴力団員該当性に関する客観的な資料が提出されているのに、これを一切考慮しないで原審却下するのは問題ではないかという指摘がされた。このような観点から、債務者等について執行抗告の利益は認めた上で、そのような資料の提出がなければ手続を不当に

遅延させることを目的としてされたものとして、原審却下することが考えられるのではないか（同項4号）などの考えも示された。いずれにせよ、執行手続の遅延を目的とした執行妨害を念頭に置かなければならず、債務者等から提出された資料が、警察からの回答以上に信用することができるものであるかどうかについては慎重に検討すべきであるとの指摘もあった。

（審理期間を短縮するための取組）

警察に対する調査嘱託の手続が新たに設けられ、これに時間を要することになることから、他に審理期間を短縮することができる部分はないかとの観点から議論がされた。

現況調査報告書や評価書の提出期限については、執行官や評価人の努力により、ほぼ守られているとの実情が多くの府から紹介された。他方で、これらの書面の補正が必要な場合が相当数あり、これに一定の時間を要していると指摘する府もあった。これに対しては、執行官、評価人と裁判所とで打合せや勉強会を実施して、よくある誤りの例を紹介して注意喚起をしたり、記載内容の統一化を図ったりしているといった工夫例や、執行官と評価人の実質的な協働を求め、例えば、お互いが作成した書面の内容を確認してもらった上で、内容にそごのない書面を提出してもらっているという工夫例の紹介があった。

また、債務者への送達に時間を要している事件が多いとの実情が紹介された。これに対しては、執行官と書記官との間で債務者に関する情報を共有することが、送達の実施に役立つのではないかといった意見や、外国送達となる事件については、公示送達が可能となったものを漏らさないようにしているといった工夫例が紹介された。

不動産執行事件処理の標準スケジュールや自用マンションのためのいわゆるファストトラックを設定している府からは、ほぼスケジュールどおりの処理がされており、これ以上の短縮は難しいという意見の府があった一方で、様々な事情により標準スケジュールと現実とが乖離している実情にあり、今後見直してスケジュールを管理していくことを検討しているという府もあった。

このほか、各府からは、今後の検討課題として、申立てから予納金の入金までに時間を要しており、債権者に早期の入金を促すこと、物件明細書の作成にやや時間を要しており、書記官の能力向上やチェック体制の見直しなどにより短縮化を図ること、代金納付から配当期日までの期間を短縮することなどの紹介があった。

3 子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化及び国際的な子の返還の強制執行に関する規律の見直し

（民事局からの説明）

子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化に関しては、中間試案においては、現行の国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（以下「ハーグ条約実施法」という。）と同様、間接強制を必要的に前置することとされていたが、要綱においては採用されず、①間接強制を前置した場合のほか、②間接強制を実施しても、債務者が子の監護を解く見込みがあるとはいえない場合、又は③子の急迫の危険を防止するため直ちに強制執行をする必要がある場合にも、直接的な強制執行の申立てができることとされた。直接的な強制執行については、いわゆる子と債務者の同時存在は要件と

されず、債務者が不在の場面でもすることができるものとされた一方、原則として債権者（一定の場合には代理人）の出頭が必要的とされる点及び子の住居が第三者が占有する場所である場合であって、相当と認められるときは、申立てにより、執行裁判所は、第三者の同意に代わる許可をすることができるものとされる点を除いて、現行のハーグ条約実施法140条と同様の規律が設けられる。以上のはか、執行裁判所及び執行官は、強制執行の手続において子の引渡しを実現するに当たっては、子の年齢及び発達の程度その他の事情を踏まえ、できる限り、当該強制執行が子の心身に有害な影響を及ぼさないように配慮しなければならないという規律が設けられる。これは、強制執行の一連の過程で子の心身に負担が生じ得ることに鑑み、強制執行の手続において一定の判断や権限の行使をすることが予定されている執行裁判所及び執行官に対してできる限りの配慮を求めるものである。なお、ハーグ条約実施法による国際的な子の返還の強制執行の手続についても、上記と同様の規律に見直されることとなる。

（債務者不在の場合における直接的な強制執行）

要綱において、子と債務者のいわゆる同時存在の要件が採用されなかつたことから、改正法の施行後に、債務者が不在の時間帯に子の引渡しの強制執行に着手することの相当性について議論がされた。事案に応じ、執行の障害となるような債務者を排除できるメリットがあることから、不相当とはいえないとの意見が大勢を占めた。もっとも、強制執行後の債務者とのトラブルを防止するために、債務者又は少なくともその親族がいる場面で強制執行を実施すべき事案もあるのではないかとの指摘もあった。また、債務者やその親族がおらず、子が一人で留守番をしているような場合に強制執行を実施するのは子の心情に悪影響を及ぼすのではないかとの懸念も示されたが、これに対しては、原則として債務名義で監護者として適当と判断された債権者が出頭することが必要となることからすると、そのような懸念は必ずしも当たらないのではないかとの意見が出された。

（債務者が占有する場所以外の場所における直接的な強制執行）

上記のとおり、同時存在の要件が採用されなかつたことから、改正法の施行後に債務者が不在の状況で子の引渡しの強制執行を実施するため、学校や保育所など、債務者が占有する場所以外の場所において強制執行を実施することの相当性についても議論がされた。事案に応じ、債務者の強い抵抗が予想される場合などは、不相当とはいはず、その上で、債務者が占有する場所以外の場所の占有者の同意が得られる見込みは、相当性を判断する際の考慮要素になるとの点について異論はなかつた。

また、債務者が占有する場所以外の場所で強制執行を実施する場合には、当該場所での執行を希望する債権者において当該場所の占有者と調整した上で、当該場所の占有者の同意が得られる見込みを示してもらうのが相当であるとの意見が大勢を占めた。

（現行法下における国内の子の引渡しの運用）

債務者が子と共にいると、子に高葛藤状態が生じてしまうなど、同時存在を前提とすることによってかえって子の利益が害されると考えられる場合には、個別の事案における執行現場の判断として、債務者が不在の場面において執行を実施することは必ずしも不相当ではないとの点について異論はなかつた。

（子の引渡しの強制執行の実効性を向上させるための工夫及び子の心身に対する配慮）

子の引渡しの強制執行の完了を妨げるあい路として、①債務者の抵抗が強いこと、②執行官が行使できる威力や有形力の限界が必ずしも明確ではなく、執行官が威力や有形力の行使自体をちゅうちょしていること、③子の拒絶、といった点が指摘された。これらに対する実効性向上のための工夫として、①事前準備の重要性、具体的には、家庭裁判所調査官の調査報告書を読み込んだ上で、必要に応じて家庭裁判所からの情報提供を受けたり、執行補助者となる子の心理の専門家とも打合せをして認識を共有しておいたりして、想定外の事態が生じないようにしているといった工夫例、②執行官監督官である裁判官と十分に打合せをし、事案に応じて、許容できる威力や有形力の行使の範囲の基準を決めているといった工夫例、③面会交流なども考えられ、債務者と一生会えなくなるわけではないことを説明することが考えられるといったものが紹介された。なお、子の引渡しを命ずる債務名義ができている以上、執行官監督官としては、執行官に対し、それに応える最大限の努力をすべきであるという方針を示すなどして、執行官をバックアップすべきであるとの意見もあった。

要綱において、執行官や執行裁判所に対して、子の心身に対する配慮を求める規律が設けられたことに関し、これは、あくまで「子の引渡しを実現するに当たって」求められる配慮であり、したがって、例えば、子が拒絶した場合に直ちに不能とするというような、権限の行使自体を控える方向での配慮が求められているわけではないことに留意する必要があるとの指摘があった。また、債務者が子に拒絶の意思を述べさせようとする場合があるが、子に親の選択をさせるようなことを許容しないことが重要であるとの意見もあった。

4 債権執行事件の終了をめぐる規律の見直し

(民事局からの説明)

債権執行事件の終了をめぐる規律の見直しについては、①取立てが放置されている場面及び②債務者への差押命令の送達が未了の場面に対応する規律が設けられることになる。①については、差押債権者は、取り立てができることとなった日から2年を経過したときは、支払を受けていない旨の届出をしなければならず、この届出がない場合には、差押命令を取り消すことができるという規律が採用された。なお、中間試案になかったものとして、取消決定が確定する前に届出が追完された場合には、取消決定が失効するという規律が設けられることになる。部会においては、差押命令を取り消す場合には、執行裁判所が、あらかじめ、差押債権者に対し、届出を促す旨の通知をする必要があると議論されており、具体的には民事執行規則において定める予定となっている。

②については、執行裁判所は、債務者に対する差押命令の送達をすることのできない場合には、差押債権者に対し、相当の期間を定め、その期間内に債務者の住所、居所その他差押命令の送達をすべき場所の申出をすべきことを命じることができ、差押債権者がこれに応じない場合には、執行裁判所は、差押命令を取り消すことができるものとされた。

(支払を受けていない旨の届出を促す事前の通知の在り方)

上記のとおり、①の場面において、差押命令を取り消す場合には、執行裁判所は、あらかじめ、差押債権者に対し、支払を受けていない旨の届出を促す旨の通知をすべきこ

となるが、この通知の合理的な運用としてどのようなものが考えられるか、例えば、翌月に取立権の発生から2年を迎える事件について、当月にまとめて通知をするなどの方法についてどう考えるかという点について議論がされた。差押債権者に対する差押命令正本の送付時に、注意書を同封することで事前の通知とすることができるのではないか、との意見が出されたが、これに対しては、事前の通知は、届出を失念している差押債権者に対して届出の必要性を知らせるものであることからすると、そのような注意書は事前の通知とはいえないのではないかとの指摘があった。また、大規模府からは、処理すべき件数が多くなると想定されるが、システムの汎用検索機能を利用して通知すべき事件を抽出することができることから、上記のような方法によりまとめて通知することが考えられるとの意見が出されたが、小規模府からは、個別に通知することでも問題はないとの意見が出された。なお、合理的な通知のためには、債権者が業者である事件や代理人が選任されている事件については、電話で通知するなど手間のかからない方法によることが考えられるとの意見もあった。

(送達未了の不動産執行事件)

中間試案においては、不動産執行事件についても②の場面に対応する規律を設けることが提案されていたが、最終的に要綱においては採用されなかつたものの、引き続き、開始決定が債務者に送達されない場合には、差押債権者に対して補正を命じた上、これに差押債権者が応じないときには、開始決定を取り消すことができるとの解釈を探ることができるとの点について異論はなかつた。

5 差押禁止債権をめぐる規律の見直し

(民事局からの説明)

差押禁止債権をめぐる規律の見直しについては、債務者が、民事執行法153条の差押範囲の変更の申立てをする機会を実質的に確保するという観点から、①取立権の発生時期の見直し及び②手続の教示に関する規律が設けられることになる。①については、取立権が発生するのは、債務者に対して差押命令が送達された日から1週間を経過したときが原則であるところ、差押債権が民事執行法152条1項各号又は2項の給与等の債権である場合には、債務者に対して差押命令が送達された日から4週間を経過したときとされることになる。もっとも、請求債権に民事執行法151条の2第1項各号の扶養料等の債権が含まれる場合には、原則どおり、債務者に対して差押命令が送達された日から1週間を経過したときとされる。また、転付命令や譲渡命令等の効力発生時期及び配当等の実施の時期についても同様の規律が設けられることとなる。②については、裁判所書記官は、差押命令を送達するに際し、債務者に対し、民事執行法153条1項又は2項の申立てをすることができる旨その他最高裁判所規則で定める事項を教示しなければならないものとされる。そして、最高裁判所規則で定める事項は、「手続の内容」とすることを検討している。

(第三債務者に対する教示)

上記のとおり、取立権の発生の時期に関する規律が複雑になることから、第三債務者の理解に資するため、差押命令を第三債務者に送達するに際し、その差押命令による取立権が発生する時期を運用上教示すべきかどうかについて議論がされた。教示すべきと

の点について異論はなかったが、具体的な教示方法については、汎用的な説明文書を同封すれば足りるという意見が出された一方で、分かりやすさの観点からすれば、その差押命令に対応した説明文書を同封したり、フローチャート方式やチェック方式の説明文書を同封したりして、第三債務者が一見して当該差押命令による取立権の発生がいつになるか分かるようにすべきではないかとの意見も出された。府によって教示内容が異なるのは好ましくなく、統一的なものを検討すべきではないかとの指摘もあった。

(債務者に教示すべき事項)

上記のとおり、差押命令を送達するに際し、債務者に対し、差押範囲の変更の申立てをすることができる旨及び手続の内容を教示することとなるが、具体的な教示内容としてどのようなものが考えられるかについて議論がされた。申立てをすれば必ず認容されるとの誤解を招くような教示は適当ではないとの意見が多数の府から出されたほか、教示自体は比較的簡潔なものとして、詳細については問合せをしてもらうようにすればよいのではないかとの意見が比較的多かった。また、この点についても、統一的な教示内容を検討すべきではないかとの指摘もあった。

以 上

協議員用資料一覧

〈協議会資料〉

- 1 論点事項
- 2 統計資料
- 3 民事執行法制の見直しに関する要綱案

以上

平成30年度民事執行事件担当者等協議会 論点事項

協議事項 民事執行法及びハーグ条約実施法の運用上の問題点等について

1 債務者財産の開示制度の実効性の向上

- (1) 財産開示手続の要件である「知れている財産に対する強制執行を実施しても完全な弁済を得られないことの疎明」（民事執行法197条1項2号）については、債務者の居住している不動産の登記事項証明書を提出することで足りるとしている府も多いと思われるが、金融機関等から預貯金債権等に関する情報を取得する制度が設けられた後もこのような運用に変更はないという理解でよいか。
- (2) 登記所から債務者の不動産等の情報を取得する制度及び市町村等から債務者の勤務先に関する情報を取得する制度については、申立ての日前3年以内に財産開示手続期日が実施されていることが必要となるが、開示義務者の住所等が分からぬ場合には、公示送達により財産開示手続を実施することができると考えてよいか。
- (3) 登記所から債務者の不動産等の情報を取得する制度及び市町村等から債務者の勤務先に関する情報を取得する制度について、登記所又は市町村等に対して、情報の提供を命じる決定を告知する方法としてどのような方法が考えられるか。例えば、まずは債務者に対して決定を送達し、確定した後、登記所又は市町村等に対して告知する方法はどうか。
- (4) 第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度について、法制審議会民事執行法部会（以下「部会」という。）において、金融機関から、債務者のふりがなを記載してほしいとの要望が強く出されたが、債権者が債務者のふりがなを申立書に記載しない場合に、どう対応すべきか。
- (5) 第三者から債務者財産に関する情報の提供があった場合には、裁判所は、債務者に対し、その旨を通知することとされているが、効率的な通知の方法としてはどのようなものが考えられるか。例えば、当月に全ての照会先から回答があった事件について、まとめて翌々月に債務者に対して通知するといった方法はどうか。

2 不動産競売における暴力団員の買受け防止の方策

- (1) 差押債権者が、無剰余を回避するため、買受けの申出がないときには、自ら買い受ける旨の申出（民事執行法63条2項1号）をする際にも、暴力団員等に該当しないことの陳述が求められることになるか。
- (2) 部会の議論においては、債務者は、売却許可決定に対し、最高価買受申

出人が暴力団員等に当たることを主張して執行抗告する利益はないと整理されたが、これを前提とすれば、債務者によるこのような執行抗告に対し、原裁判所は、執行抗告の理由が不適法でその不備を補正することができないことが明らかであるものとして（民事執行法10条5項3号）、執行抗告を却下しなければならないと考えられるが、そのような理解でよいのか。

(3) 最高価買受申出人について警察に調査を嘱託するという手続が設けられることから、その分、不動産執行事件の審理期間は確実に長期化することになると思われる。他方、各庁においては、これまで審理期間の短縮に努めてきたところであると理解しているが、更にこれを不動産執行事件の審理期間を短縮する余地はあるか。特に売却実施処分までの審理期間の短縮に向けた各庁の取組の実情はどのようなものか。

3 子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化及び国際的な子の返還の強制執行に関する規律の見直し

- (1) 子と債務者の同時存在の要件が採用されなかつたことからすると、債務者が不在の時間帯に強制執行に着手することは必ずしも不相当とはいえないとの考え方があり得るが、どのように考えるか。
- (2) 債務者が占有する場所において強制執行を実施すると、債務者の強い抵抗が予想される場合に、債務者不在の状況で強制執行を実施するために債務者が占有する場所以外の場所で実施することは不相当とはいえないとの考え方があり得るが、どのように考えるか。また、債務者が占有する場所以外の場所において強制執行を実施する場合には、原則としてその場所の占有者の同意が必要となるが、同意が得られる見込みは、相当と認めるかどうかを検討するに際して考慮要素となると考えてよいか。
- (3) 子と債務者の同時存在を要件としないとの点について規律の内容を前倒しして実施することは可能であるとも思われるが、その当否についてどのように考えるか。
- (4) 子の引渡しの強制執行の完了を妨げるあい路があるとすればそれは何か。子の引渡しの強制執行の実効性を向上させるための工夫として、どのようなものが考えられるか。また、強制執行の手続において求められる子の心身に対する配慮としてはどのようなものがあるか。

4 債権執行事件の終了をめぐる規律の見直し

- (1) 差押債権者が取立権を行使しない場面等において、差押命令を取り消す場合は、執行裁判所は、あらかじめ、差押債権者に対し、支払を受けてい

ない旨の届出を促す旨の通知をすべきこととなる。この通知の合理的な運用としてどのようなものが考えられるか。例えば、翌月に2年が経過することとなる事件について、当月にまとめて差押債権者に郵便で通知するといった運用はどうか。

- (2) 不動産執行事件については、債務者への差押命令等の送達未了の場面における規律は設けられなかつたが、引き続き、解釈により差押命令が債務者に送達されない場合には、差押債権者に対して補正を命じた上、これに差押債権者が応じないときには、差押命令を取り消すことができるという理解でよいか。

5 差押禁止債権をめぐる規律の見直し

- (1) 取立権の発生の時期に関する規律が複雑になることになるから、第三債務者の理解に資するため、差押命令を第三債務者に送達するに際し、その差押命令による取立権が発生する時期を運用上教示すべきとも思われるが、どのように考えるか。
- (2) 差押命令を送達するに際し、債務者に対して教示すべき事項は、差押範囲の変更の申立てをすることができる旨及びその手続の内容となることが想定されるが、手続の内容としては、具体的にどのような事項を教示すべきか。

以 上

(資料2)

平成30年度

民事執行事件担当者等協議会統計資料

最高裁判所事務総局民事局

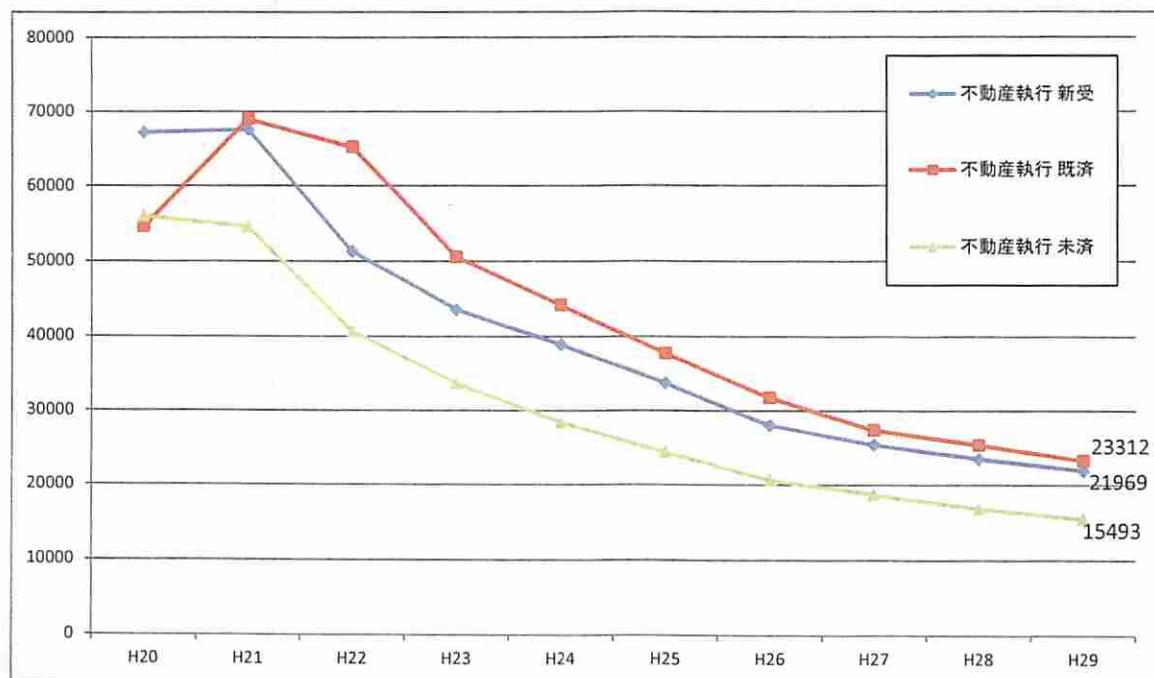
(資料目録)

第1 不動産執行事件	
グラフ-1	不動産執行事件の新受・既済・未済件数一覧表(H20~29全国, SSDBS)
グラフ-2	不動産執行事件の平均審理期間の推移(H20~29全国, 高裁管内別, SSDBS)
グラフ-3	不動産執行事件の売却率の推移(H20~29全国, 高裁管内別)
グラフ-4	不動産執行事件の平均乖離率1の推移(H25~28全国, KB調査)
グラフ-5	不動産執行事件の平均乖離率2の推移(H25~28全国, KB調査)
第2 財産開示手続	
グラフ-6	財産開示手続の新受件数の推移等(H20~29全国, SSDBS)
第3 子の引渡事件	
グラフ-7	子の引渡事件の既済件数及び完了率(H22~29全庁)
グラフ-8	子の引渡しの執行場所(H22.10~29.9全庁)
グラフ-9	子の引渡しの執行不能理由(H27~29全庁)

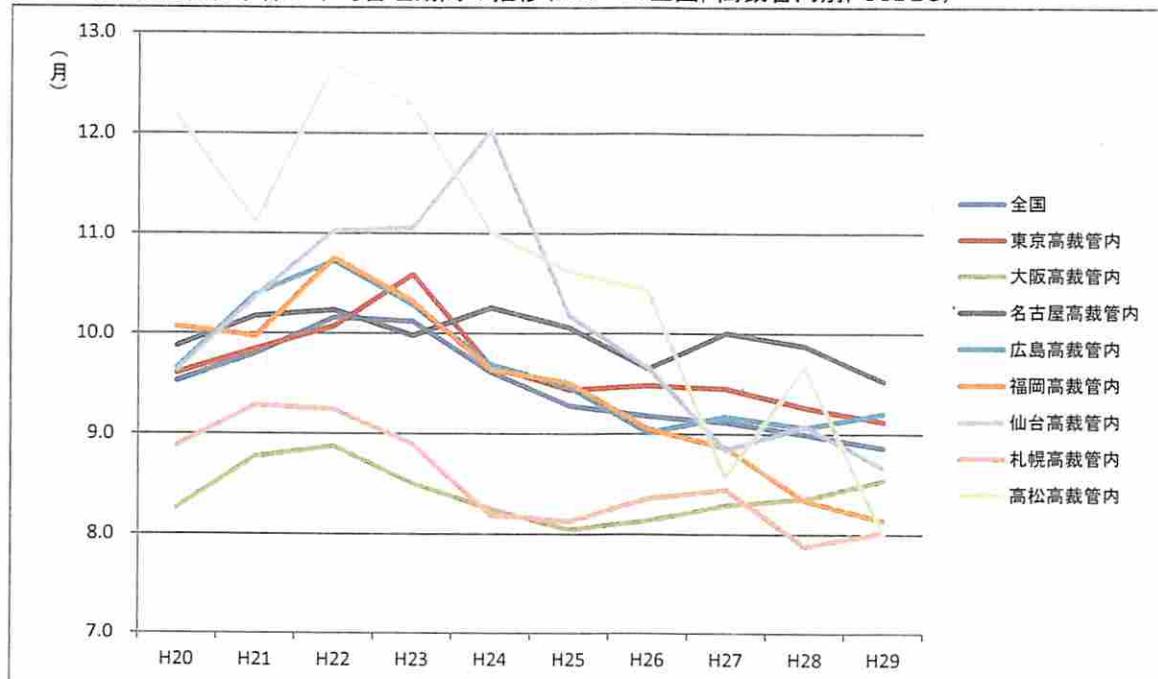
統計資料(民事執行)

第1 不動産執行事件

【グラフー1】不動産執行事件の新受・既済・未済件数一覧表(H20~29全国, SSDBS)

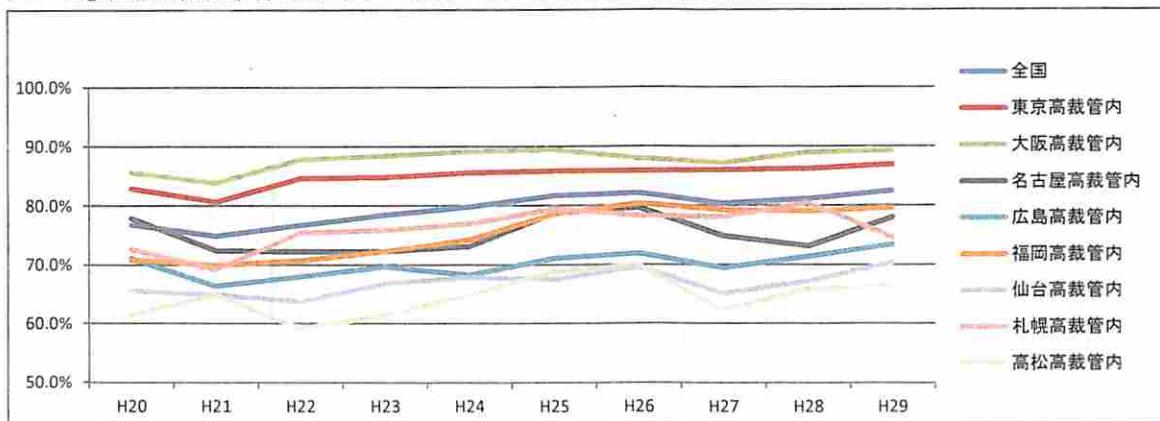


【グラフー2】不動産執行事件の平均審理期間の推移(H20~29全国, 高裁管内別, SSDBS)



	全国	東京高裁管内	大阪高裁管内	名古屋高裁管内	広島高裁管内	福岡高裁管内	仙台高裁管内	札幌高裁管内	高松高裁管内
平成29年	8.9	9.1	8.5	9.5	9.2	8.1	8.7	8.0	8.0

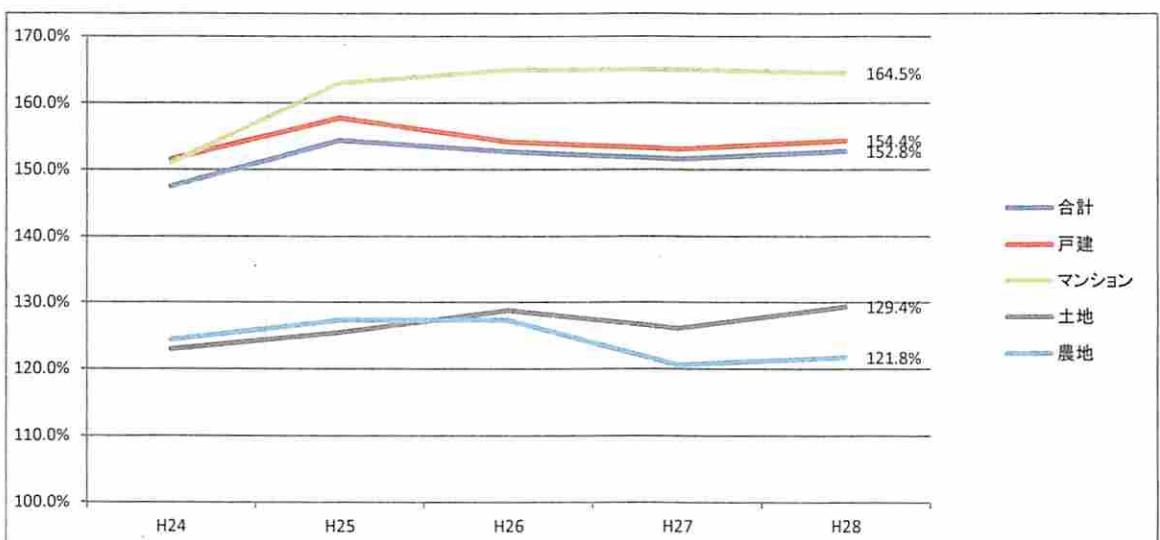
【グラフー3】不動産執行事件の売却率の推移(H20~29全国, 高裁管内別)



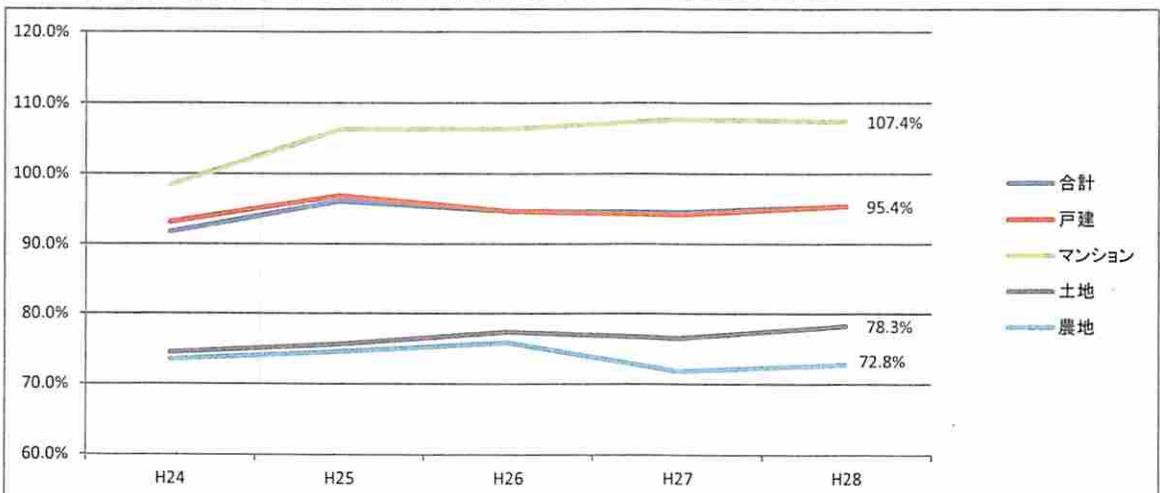
	全国	東京高裁管内	大阪高裁管内	名古屋高裁管内	広島高裁管内	福岡高裁管内	仙台高裁管内	札幌高裁管内	高松高裁管内
平成29年	82.6%	87.0%	89.3%	78.1%	73.4%	79.7%	70.4%	74.7%	66.4%

※ 上記売却率の数値は、最高裁判所事務総局民事局調査依頼に基づく各府からの報告によるものである。

【グラフー4】不動産執行事件の平均乖離率1(※)の推移(H24~28全国, KB調査)



【グラフー5】不動産執行事件の平均乖離率2(※)の推移(H24~28全国, KB調査)



※ KBとは、全国競売評価ネットワークである。

※ 年度の範囲は、4月～3月である(例: 平成28年度=平成28年4月～平成29年3月)。

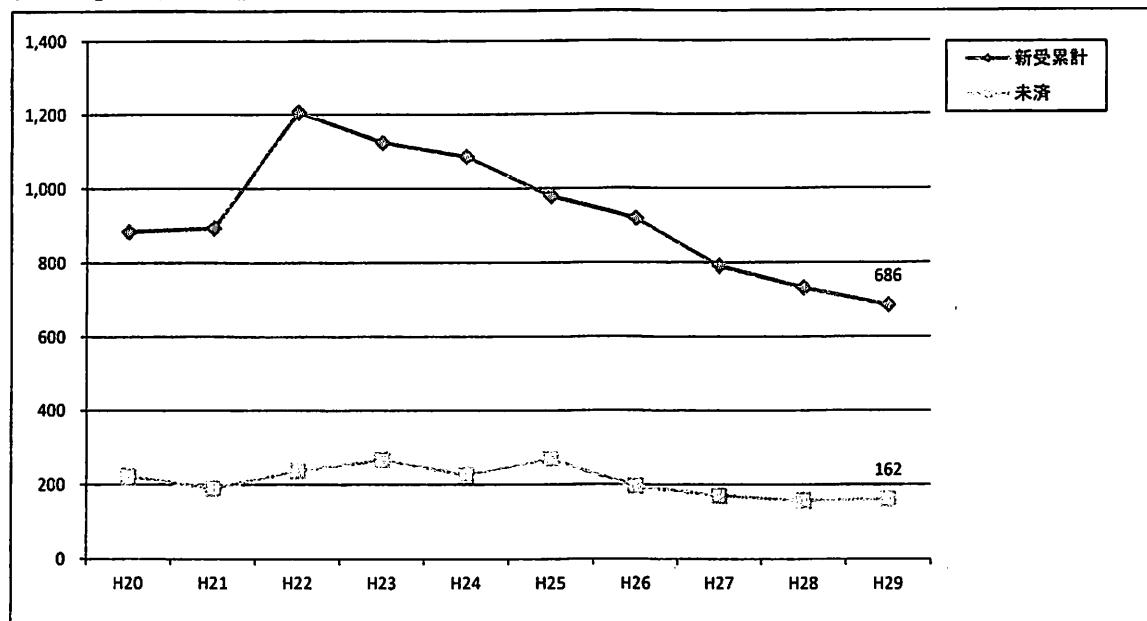
※ 平均乖離率1=売却価額÷売却基準価額

※ 平均乖離率2=売却価額÷(売却基準価額÷競売市場修正率)

売却基準価額を競売市場修正率で割り戻し、正常価格の概念に沿った市場価格に対する売却価額の比率を示そうとしたもの。

第2 財産開示手続

【グラフ-6】財産開示手続の新受件数の推移等(H20~29全国, SSDBS)



	既済総数	却下	取消し	取下げ	その他	開示	不開示(不出頭含む)	開示率(%)
H20	821	5	3	182	21	354	256	43.1%
H21	926	10	1	256	18	333	308	36.0%
H22	1,159	6	1	404	16	360	372	31.1%
H23	1,095	3	1	355	13	352	371	32.1%
H24	1,126	4	3	329	23	347	420	30.8%
H25	937	5	0	255	14	322	341	34.4%
H26	992	13	2	208	10	331	428	33.4%
H27	817	7	2	168	19	284	337	34.8%
H28	745	6	1	154	9	278	297	37.3%
H29	681	4	2	146	7	253	269	37.2%

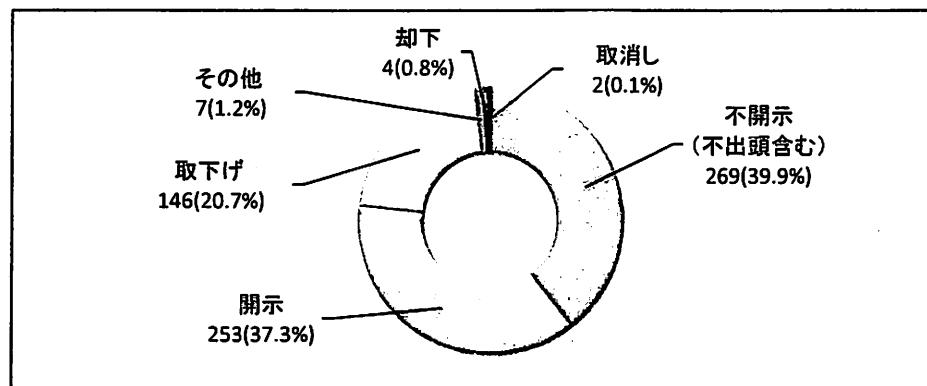
※ その他:財産開示手続中に、債務者に対し破産開始決定があり、破産法42条6項に基づき、財産開示手続が執行した場合

※ 不開示(不出頭含む):財産の全て又は一部を開示しなかった場合(不開示)や、財産開示期日に不出頭の場合等

※ 開示:申立てに対して、財産の全てを開示した場合や、陳述義務の一部免除の申立てが認容され、当該部分を除く財産を開示した場合

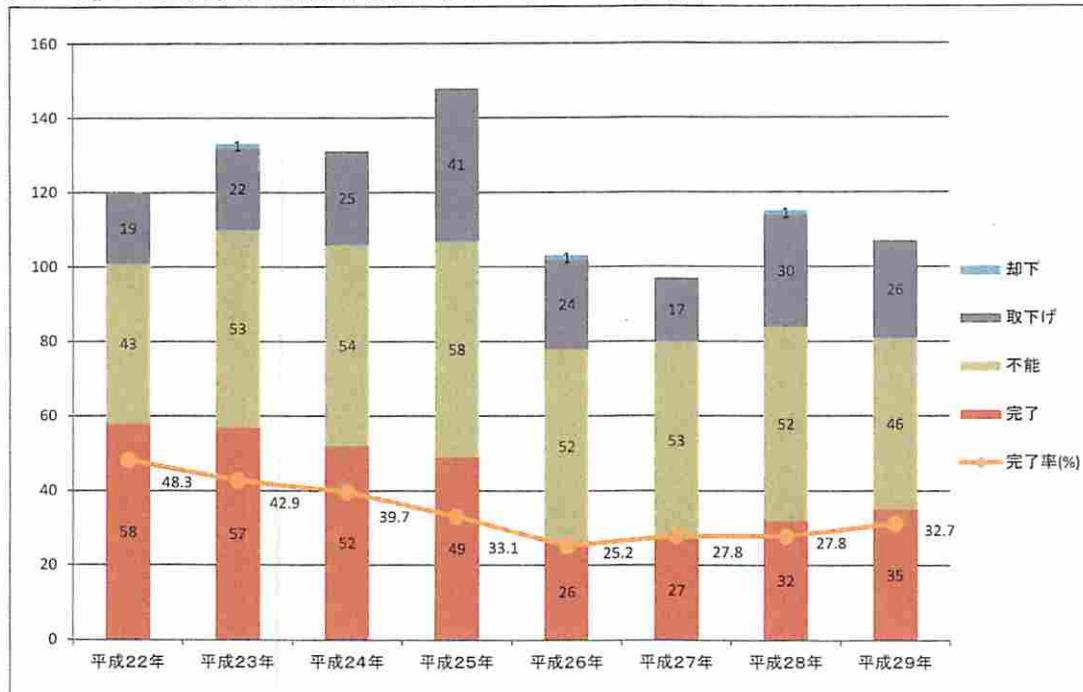
※ 開示率=開示÷既済件数

〈平成29年既済区分の内訳〉

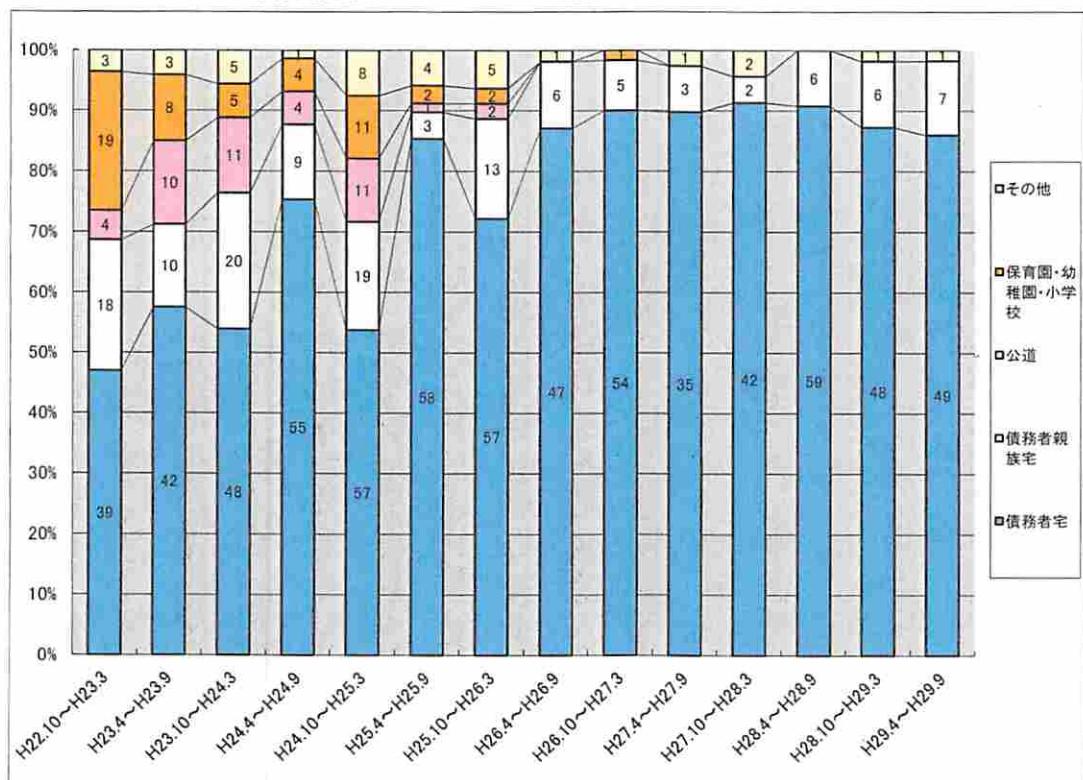


第3 子の引渡事件

【グラフ-7】子の引渡事件の既済件数及び完了率(H22~H29全庁)



【グラフ-8】子の引渡しの執行場所(H22.10~H29.9全庁)



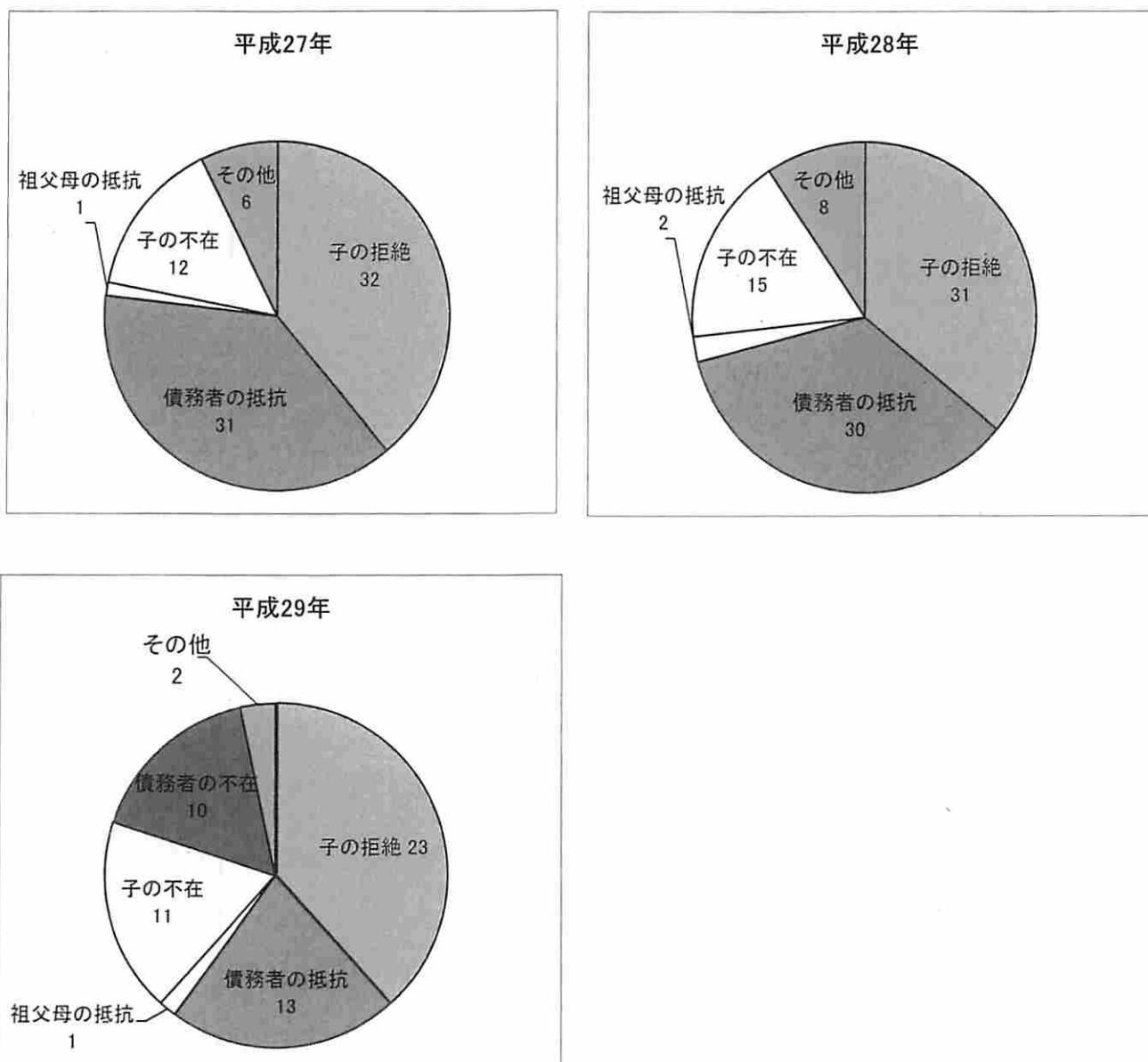
※ グラフ内の数は、件数を示している。一件につき複数名を執行した事件あり、1名につき複数の執行場所がある事件あり

※ 「その他」の主なものは、次のとおりである。

・債務者宅周辺・公園内またはその付近・債権者代理人事務所・公民館駐車場

【グラフ-9】子の引渡しの執行不能理由(H27~H29全庁)

執行不能理由



	子の拒絶	債務者の抵抗	祖父母の抵抗	子の不在	債務者の不在	その他	合計
平成27年	32	31	1	12		6	82
平成28年	31	30	2	15		8	86
平成29年	23	13	1	11	10	2	60

民事執行法の見直しに関する要綱案

第1 債務者財産の開示制度の実効性の向上

1 現行の財産開示手続の見直し

(1) 財産開示手続の実施要件の見直し

財産開示手続の申立てに必要とされる債務名義の種類（民事執行法第197条第1項柱書き）を見直し、金銭債権についての強制執行の申立てに必要とされる債務名義であれば、いずれの種類の債務名義についても、財産開示手続の申立てをすることができるようとするものとする。

(2) 手続違背に対する罰則の見直し

開示義務者が、正当な理由なく、執行裁判所の呼出しを受けた財産開示期日に出頭せず、又は宣誓を拒んだ場合や、財産開示期日において宣誓した開示義務者が、正当な理由なく陳述すべき事項について陳述をせず、又は虚偽の陳述をした場合の罰則（民事執行法第206条第1項）を強化するものとする。

2 第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度の新設

(1) 管轄

債務者の財産に係る情報の取得に関する手続（以下「第三者からの情報取得手続」という。）については、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が、この普通裁判籍がないときは情報の提供を命じられるべき者の所在地を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管轄するものとする。

(2) 債務者の不動産に係る情報の取得

ア 執行裁判所は、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するときは、それぞれ当該(ア)又は(イ)に定める者の申立てにより、法務省令で定める登記所に対し、債務者が所有権の登記名義人である土地又は建物その他これらに準ずるものとして法務省令で定めるものに対する強制執行又は担保権の実行の申立てをするのに必要となる事項として最高裁判所規則で定めるものについて情報の提供をすべき旨を命じなければならないものとする。ただし、(ア)に掲げる場合において、(ア)に規定する執行力のある債務名義の正本に基づく強制執行を開始することができないときは、この限りでないものとする。

(ア) 民事執行法第197条第1項各 執行力のある債務名義の正本号のいずれかに該当する場合 を有する金銭債権の債権者

(イ) 民事執行法第197条第2項各号のいずれかに該当する場合 先取特権を有することを証する文書を提出した債権者

- イ 前記アの申立ては、財産開示期日における手続が実施された場合（当該財産開示期日に係る財産開示手続において民事執行法第200条第1項の許可がされたときを除く。）において、当該財産開示期日から3年以内に限り、することができるものとする。
- ウ 前記アの申立てを認容する決定がされたときは、当該決定（前記ア(イ)に掲げる場合にあっては、当該決定及び前記ア(イ)に規定する文書の写し）を債務者に送達しなければならないものとする。
- エ 前記アの申立てについての裁判に対しては、執行抗告をすることができるものとする。
- オ 前記アの申立てを認容する決定は、確定しなければその効力を生じないものとする。

(3) 債務者の給与債権に係る情報の取得

ア 執行裁判所は、民事執行法第197条第1項各号のいずれかに該当するときは、同法第151条の2第1項各号に掲げる義務に係る請求権又は人の生命若しくは身体の侵害による損害賠償請求権について執行力のある債務名義の正本を有する債権者の申立てにより、次の(ア)又は(イ)に掲げる者であって最高裁判所規則で定めるところにより当該債権者が選択したものに対し、それぞれ当該(ア)又は(イ)に定める事項について情報の提供をすべき旨を命じなければならないものとする。ただし、当該執行力のある債務名義の正本に基づく強制執行を開始することができないときは、この限りでないものとする。

(ア) 市町村（特別区を含む。以下(ア)債務者が支払を受ける地方税において同じ。） 法第317条の2第1項ただし書に規定する給与に係る債権に対する強制執行又は担保権の実行の申立てをするのに必要となる事項として最高裁判所規則で定めるもの（当該市町村が債務者の市町村民税（特別区民税を含む。）に係る事務に関して知り得たものに限る。）

(イ) 日本年金機構、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会又は日本私立学校振興・共済事業団

債務者（厚生年金保険の被保険者であるものに限る。以下(イ)において同じ。）が支払を受ける厚生年金保険法第3条第1項第3号に規定する報酬又は同項第4号に規定する賞与に係る債権に対する強制執行又は担保権の実行の申立てをするのに必要となる事項として最高裁判所規則で定めるもの（情報の提供を命じられた者が債務者の厚生年金保険に係る事務に関して知り得たものに限る。）

イ 前記(2)イからオまでの規定は、前記アの申立て及び当該申立てについての裁判について準用するものとする。

(4) 債務者の預貯金債権等に係る情報の取得

ア 執行裁判所は、民事執行法第197条第1項各号のいずれかに該当するときは、執行力のある債務名義の正本を有する金銭債権の債権者の申立てにより、次の(ア)又は(イ)に掲げる者であって最高裁判所規則で定めるところにより当該債権者が選択したものに対し、それぞれ当該(ア)又は(イ)に定める事項について情報の提供をすべき旨を命じなければならないものとする。ただし、当該執行力のある債務名義の正本に基づく強制執行を開始することができないときは、この限りでないものとする。

(ア) 銀行等（銀行、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫又は独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

債務者の当該銀行等に対する預貯金債権に対する強制執行又は担保権の実行の申立てをするのに必要となる事項として最高裁判所規則で定めるもの

をいう。以下(ア)において同じ。)

(イ) 振替機関等（社債、株式等の振替に関する法律第2条第5項に規定する振替機関等をいう。以下(イ)において同じ。）

債務者の有する振替社債等（同法第279条に規定する振替社債等であって、当該振替機関等の備える振替口座簿における債務者の口座に記載され、又は記録されたものに限る。）に関する強制執行又は担保権の実行の申立てをするのに必要となる事項として最高裁判所規則で定めるもの

イ 執行裁判所は、民事執行法第197条第2項各号のいずれかに該当するときは、債務者の財産について一般の先取特権を有することを証する文書を提出した債権者の申立てにより、前記ア(ア)又は(イ)に掲げる者であって最高裁判所規則で定めるところにより当該債権者が選択したものに対し、それぞれ当該(ア)又は(イ)に定める事項について情報の提供をすべき旨を命じなければならないものとする。

ウ 前記ア又はイの申立てを却下する裁判に対しては、執行抗告をすることができるものとする。

(5) 第三者による情報の提供

ア 前記(2)ア、(3)ア又は(4)ア若しくはイの申立てを認容する決定に基づく情報の提供は、執行裁判所に対し、書面でしなければならないものとする。

イ 前記アの情報の提供がされたときは、執行裁判所は、最高裁判所規則で定めるところにより、申立人に前記アの書面の写しを送付し、かつ、債務者に対し、前記アに規定する決定に基づいてその財産に関する情報の提供がされた旨を通知しなければならないものとする。

(6) 第三者からの情報取得手続に係る事件の記録の閲覧等の制限

ア 前記(2)又は(4)の規定による第三者からの情報取得手続に係る事件の記録中前記(5)アの情報の提供に関する部分についての民事執行法第17条の規定による請求は、次に掲げる者に限り、することができるものとする。

(7) 申立人

(イ) 債務者に対する金銭債権について執行力のある債務名義の正本を有する債権者

(ウ) 債務者の財産について一般の先取特権を有することを証する文書を提出した債権者

(イ) 債務者

(オ) 当該情報の提供をした者

イ 前記(3)の規定による第三者からの情報取得手続に係る事件の記録中前記(5)アの情報の提供に関する部分についての民事執行法第17条の規定による請求は、次に掲げる者に限り、することができるものとする。

(ア) 申立人

(イ) 債務者に対する民事執行法第151条の2第1項各号に掲げる義務に係る請求権又は人の生命若しくは身体の侵害による損害賠償請求権について執行力のある債務名義の正本を有する債権者

(ウ) 債務者

(オ) 当該情報の提供をした者

(7) 第三者からの情報取得手続に係る事件に関する情報の目的外利用の制限

ア 申立人は、第三者からの情報取得手続において得られた債務者の財産に関する情報を、当該債務者に対する債権をその本旨に従って行使する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならないものとする。

イ 前記(6)ア(イ)若しくは(ウ)又はイ(イ)に掲げる者であって、第三者からの情報取得手続に係る事件の記録中の前記(5)アの情報の提供に関する部分の情報を得たものは、当該情報を当該事件の債務者に対する債権をその本旨に従って行使する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならないものとする。

ウ 前記ア又はイの規定に違反して、前記ア又はイの情報を目的外に利用し、又は提供した場合について、所要の罰則を設けるものとする。

(8) 強制執行及び担保権の実行の規定の準用等

ア 民事執行法第39条及び第40条の規定は執行力のある債務名義の正本に基づく第三者からの情報取得手続について、同法第42条(第2項を除く。)の規定は第三者からの情報取得手続について、同法第182条及び第183条の規定は一般の先取特権に基づく第三者からの情報取得手続について、それぞれ準用するものとする。

イ 債務者の預貯金債権等に関する情報の提供を命じられた金融機関等（前記(4)ア(ア)又は(イ)に掲げる者をいう。）は、執行裁判所に対し、情報の提供に要する費用等を請求することができるものとする。

第2 不動産競売における暴力団員の買受け防止の方策

1 買受けの申出をしようとする者の陳述

(1) 陳述の内容等

不動産の買受けの申出は、次のア又はイのいずれにも該当しない旨を買受けの申出をしようとする者（その者に法定代理人がある場合にあっては当該法定代理人、その者が法人である場合にあってはその代表者）が最高裁判所規則で定めるところにより陳述しなければ、することができないものとする。

ア 買受けの申出をしようとする者（その者が法人である場合にあっては、その役員）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下アにおいて「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

イ 自己の計算において当該買受けの申出をさせようとする者（その者が法人である場合にあっては、その役員）が暴力団員等であること。

(2) (1)の陳述をした者が虚偽の陳述をした場合について、所要の罰則を設けるものとする。

2 執行裁判所による警察への調査の嘱託

(1) 最高価買受申出人について

執行裁判所は、最高価買受申出人（その者が法人である場合にあっては、その役員。以下(1)において同じ。）が暴力団員等に該当するか否かについて、必要な調査を執行裁判所の所在地を管轄する都道府県警察に嘱託しなければならないものとする。ただし、最高価買受申出人が暴力団員等に該当しないと認めるべき事情があるものとして最高裁判所規則で定める場合は、この限りでないものとする。

(2) 自己の計算において最高価買受申出人に買受けの申出をさせた者について

執行裁判所は、自己の計算において最高価買受申出人に買受けの申出をさせた者があると認める場合には、当該買受けの申出をさせた者（その者が法人である場合にあっては、その役員。以下(2)において同

じ。) が暴力団員等に該当するか否かについて、必要な調査を執行裁判所の所在地を管轄する都道府県警察に嘱託しなければならないものとする。ただし、買受けの申出をさせた者が暴力団員等に該当しないと認めるべき事情があるものとして最高裁判所規則で定める場合は、この限りでないものとする。

3 執行裁判所の判断による暴力団員の買受けの制限

執行裁判所は、次に掲げる事由があると認めるときは、売却不許可決定をしなければならないものとする。

最高価買受申出人又は自己の計算において最高価買受申出人に買受けの申出をさせた者が次のいずれかに該当すること。

- (1) 暴力団員等（買受けの申出がされた時に暴力団員等であった者を含む。）
- (2) 法人でその役員のうちに暴力団員等に該当する者があるもの（買受けの申出がされた時にその役員のうちに暴力団員等に該当する者があったものを含む。）

第3 子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化

1 子の引渡しの強制執行

子の引渡しの強制執行は、次の(1)又は(2)に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。

- (1) 執行裁判所が決定により執行官に子の引渡しを実施させる方法
- (2) 民事執行法第172条第1項に規定する方法

2 子の引渡しの直接的な強制執行

(1) 直接的な強制執行と間接強制との関係

前記1(1)に掲げる方法による強制執行の申立ては、次のアからウまでのいずれかに該当するときでなければすることができないものとする。

ア 民事執行法第172条第1項の規定による決定が確定した日から2週間を経過したとき（当該決定において定められた債務を履行すべき一定の期間の経過がこれより後である場合にあっては、その期間を経過したとき）。

イ 前記1(2)に掲げる方法による強制執行を実施しても、債務者が子の監護を解く見込みがあるとは認められないとき。

ウ 子の急迫の危険を防止するため直ちに強制執行をする必要がある

とき。

(2) **債務者の審尋**

執行裁判所は、前記1(1)の規定による決定をする場合には、債務者を審尋しなければならないものとする。ただし、子に急迫した危険があるときその他の審尋をすることにより強制執行の目的を達することができない事情があるときは、この限りでないものとする。

(3) **子の引渡しを実施させる決定**

執行裁判所は、前記1(1)の規定による決定において、執行官に対し、債務者による子の監護を解くために必要な行為をすべきことを命じなければならないものとする。

(4) **執行裁判所の管轄及び費用前払決定**

民事執行法第171条第2項の規定は前記1(1)の執行裁判所について、同条第4項の規定は前記1(1)の規定による決定をする場合について、それぞれ準用するものとする。

(5) **執行抗告**

前記(1)の強制執行の申立て又は前記(4)において準用する民事執行法第171条第4項の申立てについての裁判に対しては、執行抗告をすることができるものとする。

3 執行官の権限等

(1) **債務者の占有する場所における権限**

執行官は、債務者による子の監護を解くために必要な行為として、債務者に対し説得を行うほか、債務者の住居その他債務者の占有する場所において、次に掲げる行為をすることができるものとする。

ア その場所に立ち入り、子を捜索すること。この場合において、必要があるときは、閉鎖した戸を開くため必要な処分をすること。

イ 債権者若しくはその代理人と子を面会させ、又は債権者若しくはその代理人と債務者を面会させること。

ウ その場所に債権者又はその代理人を立ち入らせること。

(2) **債務者の占有する場所以外の場所における権限**

執行官は、子の心身に及ぼす影響、当該場所及びその周囲の状況その他の事情を考慮して相当と認めるときは、前記(1)に規定する場所以外の場所においても、債務者による子の監護を解くために必要な行為として、当該場所の占有者の同意を得て又は後記(3)アの規定による許可を受けて、前記(1)アからウまでに掲げる行為をすることができるものとする。

(3) 執行の場所の占有者の同意に代わる許可

ア 許可の要件

執行裁判所は、子の住居が前記(1)に規定する場所以外の場所である場合において、債務者と当該場所の占有者との関係、当該占有者の私生活又は業務に与える影響その他の事情を考慮して相当と認めるときは、債権者の申立てにより、当該占有者の同意に代わる許可をすることができるものとする。

イ 執行官による許可証の提示

執行官は、前記アの規定による許可を受けて前記(1)アからウまでに掲げる行為をするときは、職務の執行に当たり、当該許可を受けたことを証する文書を提示しなければならないものとする。

(4) 債権者等の執行の場所への出頭

ア 前記(1)又は(2)の規定による債務者による子の監護を解くために必要な行為は、債権者が前記(1)又は(2)に規定する場所に出頭した場合に限り、することができるものとし、子が債務者と共にいること(同時存在)を要する旨の規律は設けないものとする。

イ 執行裁判所は、債権者が前記(1)又は(2)に規定する場所に出頭することができない場合であっても、その代理人が債権者に代わって当該場所に出頭することが、当該代理人と子との関係、当該代理人の知識及び経験その他の事情に照らして子の利益の保護のために相当と認めるときは、前記アの規定にかかわらず、債権者の申立てにより、当該代理人が当該場所に出頭した場合においても、前記(1)又は(2)の規定による債務者による子の監護を解くために必要な行為をすることができる旨の決定をすることができるものとする。

ウ 執行裁判所は、いつでも前記イの決定を取り消すことができるものとする。

(5) 執行官による威力の行使等

ア 執行官は、前記(1)又は(2)の規定による子の監護を解くために必要な行為をするに際し抵抗を受けるときは、その抵抗を排除するためには、威力を用い、又は警察上の援助を求めることができるものとする。

イ 執行官は、前記アの規定にかかわらず、子に対して威力を用いることはできないものとする。子以外の者に対して威力を用いることが子の心身に有害な影響を及ぼすおそれがある場合においては、当該子以外の者についても、同様とするものとする。

ウ 執行官は、前記(1)又は(2)の規定による債務者による子の監護を解

くために必要な行為をするに際し、債権者又はその代理人に対し、必要な指示をすることができるものとする。

4 子の心身への配慮

執行裁判所及び執行官は、前記1(1)の方法による子の引渡しの強制執行（子の引渡しの直接的な強制執行）の手続において子の引渡しを実現するに当たっては、子の年齢及び発達の程度その他の事情を踏まえ、できる限り、当該強制執行が子の心身に有害な影響を及ぼさないように配慮しなければならないものとする。

第4 債権執行事件の終了をめぐる規律の見直し

1 差押債権者が取立権を行使しない場面等における規律

- (1) 差押債権者は、民事執行法第155条第1項の規定により金銭債権を取り立てることができることとなった日（同条第3項又は(1)の規定による届出をした場合にあっては、最後に当該届出をした日。後記(2)において同じ。）から同条第2項の支払を受けることなく2年を経過したときは、同項の支払を受けていない旨を執行裁判所に届け出なければならないものとする。
- (2) 民事執行法第155条第1項の規定により金銭債権を取り立てることができることとなった日から2年を経過した後4週間以内に差押債権者が同条第3項又は前記(1)の規定による届出をしないときは、執行裁判所は、差押命令を取り消すことができるものとする。
- (3) 差押債権者が前記(2)の規定により差押命令を取り消す旨の決定の告知を受けてから1週間の不变期間内に民事執行法第155条第3項の規定による届出（差し押さえられた金銭債権の全部の支払を受けた旨の届出を除く。）又は前記(1)の規定による届出をしたときは、当該決定は、その効力を失うものとする。
- (4) 差押債権者が前記(1)に規定する期間を経過する前に執行裁判所に民事執行法第155条第2項の支払を受けていない旨の届出をしたときは、前記(1)及び(2)の規定の適用については、前記(1)の規定による届出があったものとみなすものとする。

2 その他の場面（債務者への差押命令等の送達未了）における規律

- (1) 執行裁判所は、債務者に対する差押命令の送達をすることができない場合には、差押債権者に対し、相当の期間を定め、その期間内に債務者の住所、居所その他差押命令の送達をすべき場所の申出（民事執

行法第20条において準用する民事訴訟法第110条第1項各号に掲げる場合にあっては、公示送達の申立て。後記(2)において同じ。)をすべきことを命ずることができるものとする。

(2) 執行裁判所は、前記(1)の申出を命じた場合において、差押債権者が前記(1)の申出をしないときは、差押命令を取り消すことができるものとする。

第5 差押禁止債権をめぐる規律の見直し

1 取立権の発生時期の見直し

- (1) 差し押さえられた金銭債権が民事執行法第152条第1項各号に掲げる債権又は同条第2項に規定する債権である場合（差押債権者の債権に同法第151条の2第1項各号に掲げる義務に係る金銭債権が含まれているときを除く。）における同法第155条第1項の規定の適用については、同項中「一週間」とあるのは、「四週間」とするものとする。
- (2) 差し押さえられた金銭債権が民事執行法第152条第1項各号に掲げる債権又は同条第2項に規定する債権である場合（差押債権者の債権に同法第151条の2第1項各号に掲げる義務に係る金銭債権が含まれているときを除く。）における同法第159条第5項の規定の適用については、同項中「確定しなければ」とあるのは、「確定し、かつ、債務者に対して差押命令が送達された日から四週間を経過するまでは、」とするものとする。
- (3) 差し押さえられた債権が民事執行法第152条第1項各号に掲げる債権又は同条第2項に規定する債権である場合（差押債権者の債権に同法第151条の2第1項各号に掲げる義務に係る金銭債権が含まれているときを除く。）における同法第161条第4項の規定の適用については、同項中「確定しなければ」とあるのは、「確定し、かつ、債務者に対して差押命令が送達された日から四週間を経過するまでは、」とするものとする。
- (4) 差し押さえられた債権が民事執行法第152条第1項各号に掲げる債権又は同条第2項に規定する債権である場合（差押債権者（数人あるときは、そのうち少なくとも1人以上）の債権に同法第151条の2第1項各号に掲げる義務に係る金銭債権が含まれているときを除く。）には、債務者に対して差押命令が送達された日から4週間を経過するまでは、配当等を実施してはならないものとする。

2 手続の教示

裁判所書記官は、差押命令を送達するに際し、債務者に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、民事執行法第153条第1項又は第2項の規定による当該差押命令の取消しの申立てをすることができる旨その他最高裁判所規則で定める事項を教示しなければならないものとする。

第6 國際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく國際的な子の返還の強制執行に関する規律の見直し

1 間接強制の前置に関する規律の見直し

國際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（以下「ハーグ条約実施法」という。）第136条の規律（間接強制の前置に関する規律）を見直し、子の返還の代替執行の申立ては、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときでなければすることができないものとする。

- (1) 民事執行法第172条第1項の規定による決定が確定した日から2週間を経過したとき（当該決定において定められた債務を履行すべき一定の期間の経過がこれより後である場合にあっては、その期間を経過したとき）。
- (2) 民事執行法第172条第1項に規定する方法による強制執行を実施しても、債務者が常居所地国に子を返還する見込みがあるとは認められないとき。
- (3) 子の急迫の危険を防止するため直ちに子の返還の代替執行をする必要があるとき。

2 債務者の審尋に関する規律の見直し

執行裁判所は、民事執行法第171条第3項の規定にかかわらず、子に急迫した危険があるときその他の審尋をすることにより強制執行の目的を達することができない事情があるときは、債務者を審尋しないでハーグ条約実施法第134条第1項の決定（子の返還を実施させる決定）をすることができるものとする。

3 子と債務者の同時存在に関する規律の見直し

- (1) ハーグ条約実施法第140条第3項の規律（子と債務者の同時存在に関する規律）を見直し、同法による子の監護を解くために必要な行為は、債権者が執行の場所に出頭した場合に限り、することができるものとする。

- (2) 執行裁判所は、債権者が執行の場所に出頭することができない場合であっても、その代理人が債権者に代わって執行の場所に出頭することが、当該代理人と子との関係、当該代理人の知識及び経験その他の事情に照らして子の利益の保護のために相当と認めるときは、前記(1)の規定にかかわらず、債権者の申立てにより、当該代理人が執行の場所に出頭した場合においても、ハーグ条約実施法による子の監護を解くために必要な行為をすることができる旨の決定をすることができるものとする。
- (3) 執行裁判所は、いつでも前記(2)の決定を取り消すことができるものとする。

4 執行官の権限等に関する規律の見直し

執行官の権限等に関する規律を以下のとおりの内容に見直すものとする。

- (1) 執行官は、債務者による子の監護を解くために必要な行為として、債務者に対し説得を行うほか、債務者の住居その他債務者の占有する場所において、次に掲げる行為をすることができるものとする。
- ア その場所に立ち入り、子を捜索すること。この場合において、必要があるときは、閉鎖した戸を開くため必要な処分をすること。
- イ 返還実施者、債権者若しくは前記3(2)に規定する代理人と子を面会させ、又は返還実施者、債権者若しくは前記3(2)に規定する代理人と債務者を面会させること。
- ウ その場所に返還実施者、債権者又は前記3(2)に規定する代理人を立ち入らせること。
- (2) 執行官は、子の心身に及ぼす影響、当該場所及びその周囲の状況その他の事情を考慮して相当と認めるときは、前記(1)に規定する場所以外の場所においても、債務者による子の監護を解くために必要な行為として、当該場所の占有者の同意を得て又は後記(3)の規定による許可を受けて、前記(1)アからウまでに掲げる行為をすることができるものとする。
- (3) 執行裁判所は、子の住居が前記(1)に規定する場所以外の場所である場合において、債務者と当該場所の占有者との関係、当該占有者の私生活又は業務に与える影響その他の事情を考慮して相当と認めるときは、債権者の申立てにより、当該占有者の同意に代わる許可をすることができるものとする。
- (4) 執行官は、前記(3)の規定による許可を受けてハーグ条約実施法によ

る子の監護を解くために必要な行為をするときは、職務の執行に当たり、当該許可を受けたことを証する文書を提示しなければならないものとする。

5 子の心身への配慮に関する規律の新設

執行裁判所、執行官及び返還実施者は、子の返還の代替執行の手続において子の返還を実現するに当たっては、子の年齢及び発達の程度その他の事情を踏まえ、できる限り、当該強制執行が子の心身に有害な影響を及ぼさないように配慮しなければならないものとする。

第7 その他

その他所要の規定を整備するものとする。